

平成29年8月4日

小金井市長 西岡 真一郎

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について

平成29年6月29日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「市民参加をより一層推進するための取組について」に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

## 記

### 1 ワークショップの運営について

市といたしましては、市民参加を拡大するための一手法として、ワークショップの開催は有効であり、今後、テーマに応じた活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、実施に際しては、1グループの人数を5～7名程度とし、会場の大きさにも配慮することとし、テーマ設定に当たっては、分かりやすく具体的なテーマを設定するように努めてまいります。また、関連するデータ・資料を用意し、必要に応じてレクチャーを行うとともに、可能であれば「まち歩き」など体験型要素を取り入れることといたしますが、参加者に一定の特典（インセンティブ）を与える点については、慎重な検討が必要であると考えます。

### 2 ワークショップに係る広報について

ワークショップに係る広報については、市報やホームページ等を通じて、広く市民参加を呼びかけるように努めてまいります。また、設定したテーマを踏まえ、関心が高いであろう年齢層や地域等へ重点的に参加を呼びかけるように努めてまいります。さらに、広報戦略においては、市内や近隣の学校、関連がある大学のゼミ等に呼びかけるなど、具体的な関心を持つ若者に届きやすい広報を積極的に行うように努めてまいります。

### 3 フィードバック（議論の成果の反映）について

議論の成果については、参加者内で共有化を図ることが行えるよう、発言者等を匿名化した上で、市のホームページや報告書等での公表に努めるとともに、市からの応答や説明を含め、その成果が広く市の計画等に反映できる方策の検討を進めてまいります。

#### 4 その他について

開催日時や場所等は、多様な市民の参加を促すことができるよう配慮しつつ、ワークショップ終了後に市職員等との交流を積極的に行うことができるように努めてまいります。また、市職員もワークショップに、積極的に参加するとともに、将来的にファシリテーターの役割を担うことができるよう、庁内環境の整備について研究を進めてまいります。